



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード: 3156 東証第一部)
代表者名: 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先: グループ執行役員
経営企画部門長 大澤 剛
(TEL: 03-3491-6575)

第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策と経営責任の明確化に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 19 日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、当社連結子会社である UKC ELECTRONICS (H. K.) CO., LTD. (以下、「UKC 香港」という) における、特定取引先に対する前渡金に関連した売掛金回収に対する疑義等 (以下、「本事案」という) に係る調査報告書 (以下、「報告書」という) を当社と利害を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会から平成 29 年 7 月 19 日に受領いたしました。

また、当社は、平成 29 年 7 月 25 日付「第三者委員会の調査報告書の公表と当社の対応に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、第三者委員会が認定した事実関係と原因分析に基づく再発防止策の提言を真摯に受け止め、平成 29 年 7 月 20 日に臨時取締役会にて、当社社外取締役、監査役、弁護士及び公認会計士からなる第三者委員会報告書検討委員会 (以下、「報告書検討委員会」という) の設立を決議し、財務諸表に係る影響以外の報告書内容の精査・検証、経営責任・社内処分の明確化、再発防止策 (内部管理体制の再構築等) の立案等について計 6 回協議検討してまいりました。報告書検討委員会は、基本的な課題認識、再発防止に係わる基本方針及び具体的な再発防止策や、報告書検討委員会による社長・副社長等のヒアリング結果や関連文書も勘案した関係者の関与度合い、問題の認識時点、コミュニケーション等を踏まえた社長、副社長の処分勧告を立案し、当社に提言を行いました。当社取締役会としては、その提言をそのまま受け入れ、本日開催の取締役会において、下記の通り、再発防止策等の具体的な方針と経営責任の明確化について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、報告書検討委員会の検討結果、提言につきましては、下記、

1. 再発防止策について、
2. 本事案に係る経営責任の明確化について、
3. 引当損失計上による業績・財務状況の悪化の責任について、

の内容と同様のものであります。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて衷心より深くお詫び申し上げます。

今後は、可能な限り早期に再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策について

(1) 基本的な課題認識

当社は、本事案を発生させた根本的な原因は、以下の通りと認識しております。

- (a) 当社及び当社グループ役職員のコンプライアンス意識の希薄さ
- (b) リスク管理の視点・意識が不十分なこと
- (c) 海外グループ会社管理、与信管理を含むリスク管理体制の脆弱さ
- (d) 意思決定プロセスの不透明さと取締役会への付議・報告の欠落

(e) 管理・監査面における良質な人的資源の配置の不足

(2) 再発防止に係る基本方針

上記の基本的な課題認識を踏まえた再発防止に係る基本方針は以下の通りです。

「役職員のコンプライアンス意識の徹底と経営の意思決定プロセスの透明化を図るとともに、特に海外グループ会社における経営リスクについて、実務レベル、マネジメントレベル、取締役会レベルで大小の網を張り、管理・監督・指導するPDCAシステムを再構築する」

(3) 具体的な再発防止策

具体的な再発防止策は以下の通りです。なお、同再発防止策は、(1) 基本的な課題認識の各項並びに報告書にある以下の再発防止策等の提言に対応させています。

- 1 経営層における責任の徹底
- 2 企業風土の改革
- 3 海外子会社に対する与信管理その他の管理の徹底
- 4 取締役会の機能の充実
- 5 社外役員を活用
- 6 当社と監査役・監査法人との連携
- 7 内部監査部門の充実
- 8 リスク管理部署の設置
- 9 コンプライアンス部門の充実

(a) 企業風土の改革（基本的な課題認識(a)、(d)、報告書：再発防止策の提言1、2及び結語に対応）

コンプライアンス意識、建設的なコミュニケーション・議論を尊重する企業風土を醸成するとともに、重要事項（新規事業、新規取引、回収遅延債権への対応、設備投資等）に係る意思決定プロセスの透明化を図ります。

- ① グループ全体の役職員へのコンプライアンス研修の実施
- ② 経営会議の機能を向上させたグループ経営会議の設置

平成29年9月より、現状の当社単体に係る情報共有、重要意思決定の場から、海外グループ会社の重要意思決定の協議・検討も行う場へと進化させます。

- ・開催頻度：月1回定例（緊急性に応じ臨時開催）
- ・参加メンバー：社外を含む取締役・監査役、議題に関連するグループ執行役員・グループ会社トップ等
- ・グループ経営会議の協議内容を受けて、取締役会で意思決定を行うこととします。

③ 管掌取締役の明確化によるガバナンスの強化

営業管掌取締役（並びに海外営業担当グループ執行役員、国内営業担当グループ執行役員）、及び管理管掌取締役を設置し、ガバナンス態勢の確立を図ります（別紙：グループ体制ご参照）。

(b) 内部管理体制の強化（基本的な課題認識(b)、(c)、(e)、報告書：再発防止策の提言3、7、8、9に対応）

グループ会社管理、グループリスク管理、ガバナンス・コンプライアンス強化に係る部署を新設します。加えて、上記新設部署及び内部監査室の人材の強化（外部からの採用を含む）を行います（別紙：グループ体制ご参照）。各部署は、それぞれのミッション（管理、牽制、監査機能）を遂行するとともに、情報共有、連携を強化することで、管理の漏れを防ぎます。機構改革は平成29年9月15日に実施し、人材の強化につきましては早急に対応してまいります。

- ・リスク管理部（経理部門に部レベルで新設）

特に海外グループ会社の与信管理、事業管理、グループリスク情報の吸い上げを行い、問題があれば、対応策を検討・立案し、速やかに取締役会に諮るとともに、監査役会に報告します。

なお、本事案に係る債権の回収等をミッションとした特定債権管理室を別途設置します。

・コンプライアンス推進部（管理管掌取締役の直轄部レベルで新設）

役職員へのコンプライアンス研修の企画、実行により、グループ全体のコンプライアンス意識啓発・徹底とその効果測定を行います。また、コンプライアンス違反等の問題の情報収集・対応窓口機能を担います。

・内部監査室

人材の補強を行うとともに、監査役会とより一層連携し、特に海外グループ会社における事業執行、経営リスクに係る十二分な内部監査を遂行します。

(c) 取締役会の機能の充実（基本的な課題認識(d)、報告書：再発防止策の提言4に対応）

取締役会の運営基本方針としては、「取締役会への報告事項及び審議事項に関して、海外子会社を含む各事業部門の重要な意思決定に係る事項が漏れなく上程されるような運用とする」とします。同運営基本方針に合わせて、位置付け、仕組み、規程並びに運用ルールを早急に制定し、運用を図ります。

(d) 社外取締役のさらなる活用（基本的な課題認識(d)、報告書：再発防止策の提言5に対応）

① 定期的に、企業経営、海外事業、財務・リスク管理等に豊富な知見と経験を持つ社外取締役とグループ執行役員クラスとの間で、重要な案件（ビジネス機会とそのリスク、財務的課題等）を共有、議論する場を設定し、外部役員の有益なアドバイスを事業運営に役立てることとします。

② 社外取締役の活用を推進する意味でも、そのサポート要員を充実させます。具体的には、総務部の中に社外取締役のサポートをミッションとする課を設置し、要員を配置します。

(e) 取締役、監査役、監査法人との連携（基本的な課題認識(b)、報告書：再発防止策の提言6に対応）

取締役（業務執行役員）と監査役間、取締役（業務執行役員）と監査法人間のコミュニケーション、更には社外取締役も加えた監査法人との定期的なコミュニケーションの場を設け、経営・事業の機会やリスクに係る情報を共有します。

2. 本事案に係る経営責任の明確化について

下記の通り、報酬の自主返上を行うことといたしました。なお、本事案に関係した当社従業員及び当社子会社の職員につきましては、当社就業規程に則り、厳正に処分いたします。

・代表取締役社長 30%（6ヶ月間）

・代表取締役副社長 20%（6ヶ月間）

・グループ執行役員（当社）1名 20%（平成29年10月より6ヶ月間）

なお、代表取締役社長は、平成29年7月31日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、本事案に係る引当損失計上に対する経営責任を明確にするため、平成29年9月15日開催予定の第8回定時株主総会の閉会をもって退任いたします。また、代表取締役副社長は、本日付「代表取締役の異動及び取締役の異動の内定に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、本日付で代表取締役副社長から取締役へ降格いたしました。加えて、UKC香港にて本事案に係ったグループ執行役員につきましては、平成29年7月31日付でUKC香港の董事長総経理を退任しており、本日付でグループ執行役員を退任いたしました。

3. 引当損失計上による業績・財務状況の悪化の責任について

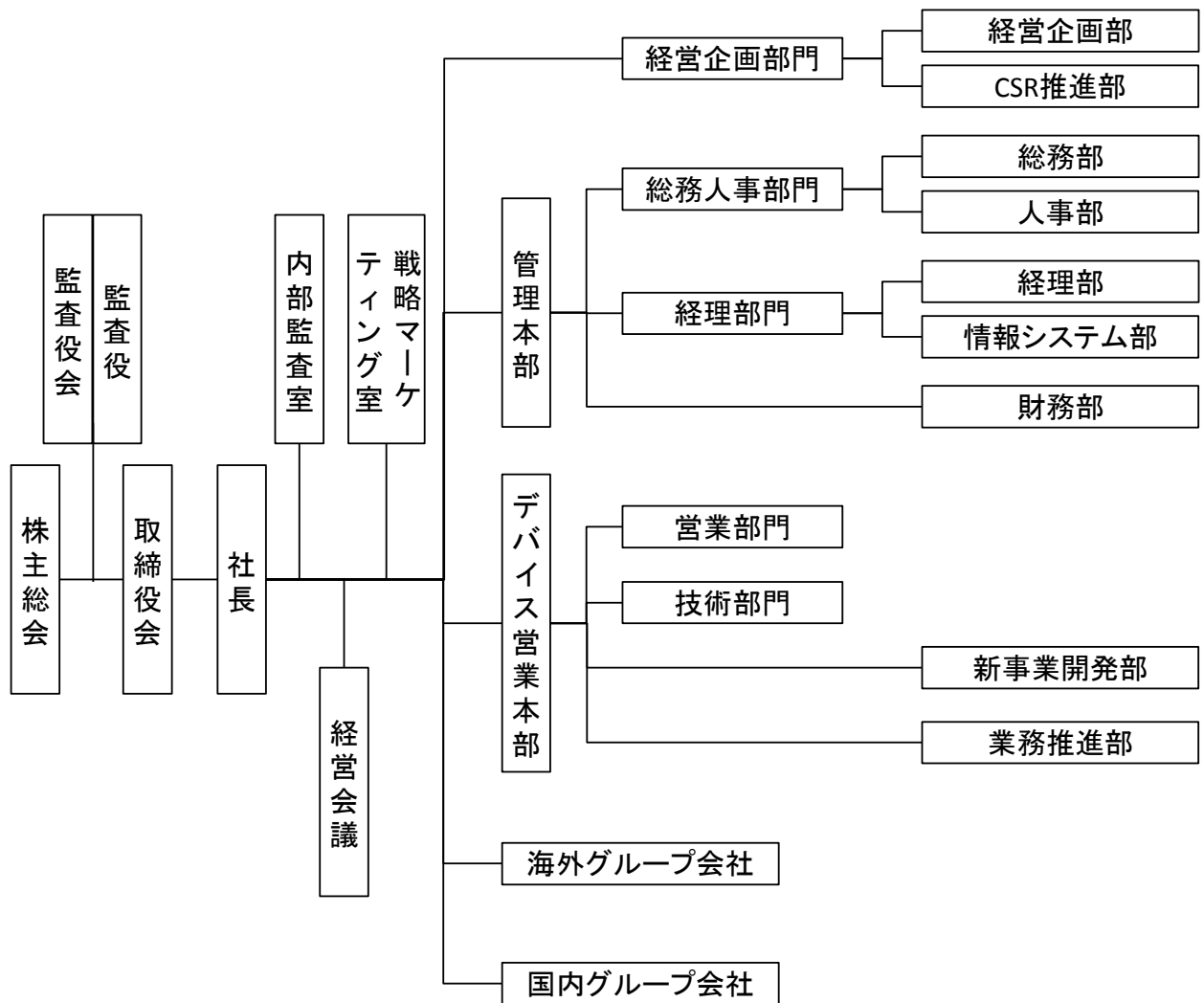
引当損失計上による業績・財務状況の悪化に鑑み、グループ執行役員以上の全員（平成29年9月15日に選任予定の新任取締役及び2.の処分と重複する者も含む）につきましては、経営の全般／一端を担う者として襟を正す意味も含め、以下の通り、報酬の減額を行うことといたします。

・上席グループ執行役員以上5名 10%（平成29年10月から平成30年3月までの6ヶ月間）

・グループ執行役員8名 5%（平成29年10月から平成30年3月までの6ヶ月間）

以上

(別紙) グループ体制
(現在)



(今後) 平成 29 年 9 月 15 日施行予定

